

議案第41号

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県民生委員定数条例（平成27年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表薩摩川内市の項中「292人」を「299人」に改め、同表日置市の項中「140人」を「141人」に改め、同表さつま町の項中「95人」を「94人」に改め、同表肝付町の項中「60人」を「61人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

（提案理由）

民生委員の定数を変更するため、所要の改正をしようとするものである。